

成田浄化センター整備・運営事業

入札説明書

令和4年8月

成田浄化センター整備事業者選定委員会

# 目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 本書の位置付け	3
第3章 事業の概要	4
1. 事業名称	4
2. 事業の対象となる公共施設等の種類	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 事業の目的	4
5. 施設の計画概要	4
6. 事業期間	5
7. 事業方式	5
8. 事業の範囲	5
9. 事業者の収入	6
10. 遵守すべき法令等	7
第4章 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1. 事業者の募集及び選定の方法	7
2. 事業者の募集及び選定スケジュール	8
3. 事業者選定委員会の設置	9
4. 入札参加手続き等	9
5. 入札参加にあたっての留意事項	14
6. 入札参加者の参加資格要件	15
7. 技術提案図書提出書類	20
8. 入札書提出書類	21
第5章 落札者の決定に関する事項	22
1. 入札に関する注意事項	22
2. 落札者の決定	22
3. 本契約締結までの取扱い	23
4. 契約に関する事項	23
5. その他	24
6. 連絡先	25

## 第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	本市	成田市をいう。
2	本事業	成田市が実施する「成田浄化センター整備・運営事業（DBO）」をいう。
3	本件施設	本市が整備する「成田浄化センター」をいう。
4	P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
5	特定事業	対象事業に対し、地方公共団体が直接実施する場合とPFIを導入して行う場合のサービス水準を比較し、PFIを導入することでメリットがある場合に特定事業として選定、公表するもの。
6	受入対象物	本市内で発生するし尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥をいう。
7	設計・建設業務	本事業における設計・建設業務は、落札民間事業者が施設の設計を行い、かつ建設工事を行うことをいい、設計責任、建設工事責任を担保する意味で用いる場合もある。
8	運転・維持管理業務	施設建設工事が終了し、本件施設が本市に引き渡された時点からの施設の運転・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むがこれに限らない。）に係る業務をいい、SPC（特別目的会社）がこの業務を行う。
9	SPC（特別目的会社）	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本件施設の運転・維持管理業務の実施のみを目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）をいう。
10	SPC（特別目的会社）の設立	SPC（特別目的会社）の設立は、本件施設の本市への引渡し3か月前までに行う。
11	事業者	本事業を実施する者として選定された落札者をいう。
12	構成企業	本事業への参加要件とする企業グループを構成する構成員と協力企業の総称をいう。
13	構成員	構成企業のうち、運転・維持管理業務においてSPC（特別目的会社）設立に出資する企業をいう。
14	協力企業	構成企業のうち、運転・維持管理業務委託事業者（SPC）への出資をしない企業をいう。
15	代表企業	構成員のうち、本件施設の「プラント設備の設計・建設を行う者の要件」のすべての要件を満たし、入札参加を代表する企業をいう。
16	募集要項	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運転・維持管理業務委託契約書（案）等を総称していう。

No	用語	定義
17	事業契約書(案)	入札公告時に公開する書類(募集要項)のうち、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運転・維持管理業務委託契約書(案)の契約書類を総称して「事業契約書(案)」と表現する。
18	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される協定書に基づく協定をいう。
19	基本協定書(案)	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備・運営事業基本協定書(案)」をいう。
20	基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「成田浄化センター整備・運営事業基本契約書」に基づく契約をいう。
21	基本契約書(案)	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備・運営事業基本契約書(案)」をいう。
22	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者との間で締結される「成田浄化センター建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
23	建設工事請負契約書(案)	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター建設工事請負契約書(案)」をいう。
24	運転・維持管理業務委託契約	運転・維持管理業務に係る本市と運転・維持管理業務事業者(SPC)との間で締結される「成田浄化センター運転・維持管理業務委託契約書」に基づく契約をいう。
25	運転・維持管理業務委託契約書(案)	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター運転・維持管理業務委託契約書(案)」をいう。
26	入札説明書	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備・運営事業入札説明書」をいう。
27	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に募集要項として公表する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運転・維持管理業務委託契約書(案)その他これらに付属又は関連する書類等を総称して又は個別にいう。
28	要求水準書	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備・運営事業要求水準書」をいう。
29	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
30	様式集	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備・運営事業様式集」をいう。
31	落札者	入札参加者の中から落札者決定基準に則り本事業を実施する者として選定された者であり、本事業を実施する者をいう。
32	落札者決定基準	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備・運営事業落札者決定基準」をいう。

## 第2章 本書の位置付け

本入札説明書は、成田市（以下「本市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づき、特定事業として選定した「成田浄化センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書を含む関連書類による。

なお、入札公告時に公開する関連書類は、本入札説明書と一体のもの（以下本入札説明書も含め「募集要項」という。）である。

本事業に係る入札への参加を希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

また、募集要項と、先に市が公表した「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項の規定が優先するものとする。

### 【入札公告時に公開する書類（募集要項）】

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書【設計・建設業務編】
- ③ 要求水準書【運転・維持管理業務編】
- ④ 落札者決定基準
- ⑤ 様式集
- ⑥ 基本協定書（案）
- ⑦ 基本契約書（案）
- ⑧ 建設工事請負契約書（案）
- ⑨ 運転・維持管理業務委託契約書（案）

### 第3章 事業の概要

#### 1. 事業名称

成田浄化センター整備・運営事業

#### 2. 事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(有機性廃棄物リサイクル推進施設 (汚泥再生処理センター))

#### 3. 公共施設等の管理者

成田市長 小泉 一成

#### 4. 事業の目的

現在の成田浄化センターは、昭和62年の供用開始から既に30年以上が経過し、経年劣化が進行していることから、国の「循環型社会形成推進交付金」の対象事業（有機性廃棄物リサイクル推進施設）として、汚泥再生処理センターを整備する。

本事業は、汚泥再生処理センター（以下「本件施設」という。）の設計・建設業務及び運転・維持管理業務について、民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウの活用により効率的かつ効果的な整備と適正処理を得ることで、安心・安全な住民サービス提供を目的としている。

また、施設建設工事に加え、竣工後の長期包括的運営事業を一括して価格競争を求める方式（DBO（Design:設計、Build:建設、Operate:運営）方式）の採用及び総合評価一般競争入札方式による契約形態により、事業者選定の透明性を高めるとともに、ライフサイクルコスト削減による住民サービスの向上を図ることを目的としている。

#### 5. 施設の計画概要

本市が整備する汚泥再生処理センターの計画概要は以下のとおりとする。

##### (1) 施設規模

計画処理量	し	尿	7kL/日
	浄化槽	汚泥	76kL/日（農業集落排水汚泥 0.8kL/日を含む）
	合	計	83kL/日

##### (2) 処理方式

水処理方式：浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

資源化方式：汚泥助燃剤化方式

再生資源の利用先：本市ごみ焼却施設他

##### (3) 整備予定地

千葉県成田市吉倉127番地1（成田浄化センター敷地内）

##### (4) 敷地面積

約18,431㎡

(5) 都市計画事項等

都市計画地域	[ 市街化調整区域 ]
ア 用途地域指定	[ 汚物処理場 ] として都市計画決定
イ 防火地域指定	[ 無し ]
ウ 高度地区指定	[ 無し ]
エ 建ぺい率	[ 60 ] %
オ 容積率	[ 200 ] %

## 6. 事業期間

(1) 設計・建設期間：令和5年4月～令和7年9月（予定）

(2) 運転・維持管理期間：施設供用開始後15年間

（令和7年10月から令和22年9月末）

※ 事業期間終了時の取扱い

事業期間終了に伴い、本市又は市の指定する者への業務の引継ぎなどが必要となる場合は、原則として本事業期間内に引継ぐこととし、事業者は、自らの責任により本事業が円滑に引き継がれるよう適切な対応を行わなければならない。

なお、本市は本件施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者はそれを前提に事業を実施すること。

## 7. 事業方式

本事業の事業方式は、DBO方式により実施する。なお、選定された事業者が本件施設の運転・維持管理を目的として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）により一体的に運転・維持管理するものとする。

## 8. 事業の範囲

事業者が行う主たる業務範囲は次のとおりとする。

(1) 設計・建設業務

更新施設の設計・施工

（敷地内吉倉管理組合管理棟、車庫・倉庫棟の移設、撤去、試運転及び性能試験含む）

(2) 運転・維持管理業務

① 運営管理業務

搬入・搬出、調達、ユーティリティー等収支管理、モニタリング

② 運転管理業務

設備機器操作

③ 維持管理業務

清掃・保守・点検、補修・整備

④ 環境管理業務

水質分析、臭気・騒音・振動測定等環境測定、モニタリング

⑤ 情報管理業務

日常運転管理記録データ、収支データ、設備機器データ等の記録、保管管理

⑥ その他管理業務

見学者その他第三者対応、スケジュール管理等

※ 業務範囲の詳細は要求水準書に示す。

## 9. 事業者の収入

本市は、事業者に対して、対象とする本件施設の設計・建設業務、運転・維持管理業務のサービス対価を支払うものとし、詳細は事業契約書（案）に示す。

### (1) 設計・建設業務費

本市は、事業者に対して、設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。ただし、下記①から④までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。なお、本市は、国の循環型社会形成推進交付金を活用する予定である。事業者は、本市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

- ① 各会計年度の支払いは、本市の予算の範囲において事業者が提案した当該年度の出来高予定額に対し、市が出来高検査で認めた額の10分の9を上限とする。
- ② 事業者からの求めがあった場合、本市は予算の範囲内で本市の支払い条件範囲で前払金を支払う。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書（案）に示す。
- ③ 施設建設業務期間中において、施設が完成し、運転・維持管理業務が開始されるまでに本市が実施する施設の完成検査に合格し、本市へ施設所有権の移転が完了した際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。
- ④ 物価変動による改定等の詳細は、事業契約書（案）に示す。

### (2) 運転・維持管理業務費

本市は、事業者に対して、運転・維持管理業務委託に係る対価を業務委託期間中に支払う。

ただし、下記の支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。

- ① 運転・維持管理業務委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。
- ② 固定費は、委託費のうち、本件施設における廃棄物の処理量（以下「廃棄物処理量」という。）に関わらず、本件施設の運転・維持管理に伴って一定の費用が生じる固定的な経費として算出するものとする。

変動費は、委託費のうち、廃棄物処理量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費として算出するものとする。

なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書（案）に示す。

### ※ SPCの設立

事業者は、運転・維持管理業務開始の3か月前までに、SPCを設立する。

本市は、本事業の運転・維持管理業務の委託費としてサービス対価を支払う相手方はSPCとなる。



## 10. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む）等を遵守しなければならない。

関係法令の具体名称は、要求水準書に示す。

## 第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定の方法

本市は、民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律に基づき、特定事業として選定された本事業に対して、参画を希望する民間事業者を広く公募し、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

入札公告から契約締結に至るまでの流れを次の図-1に示す。

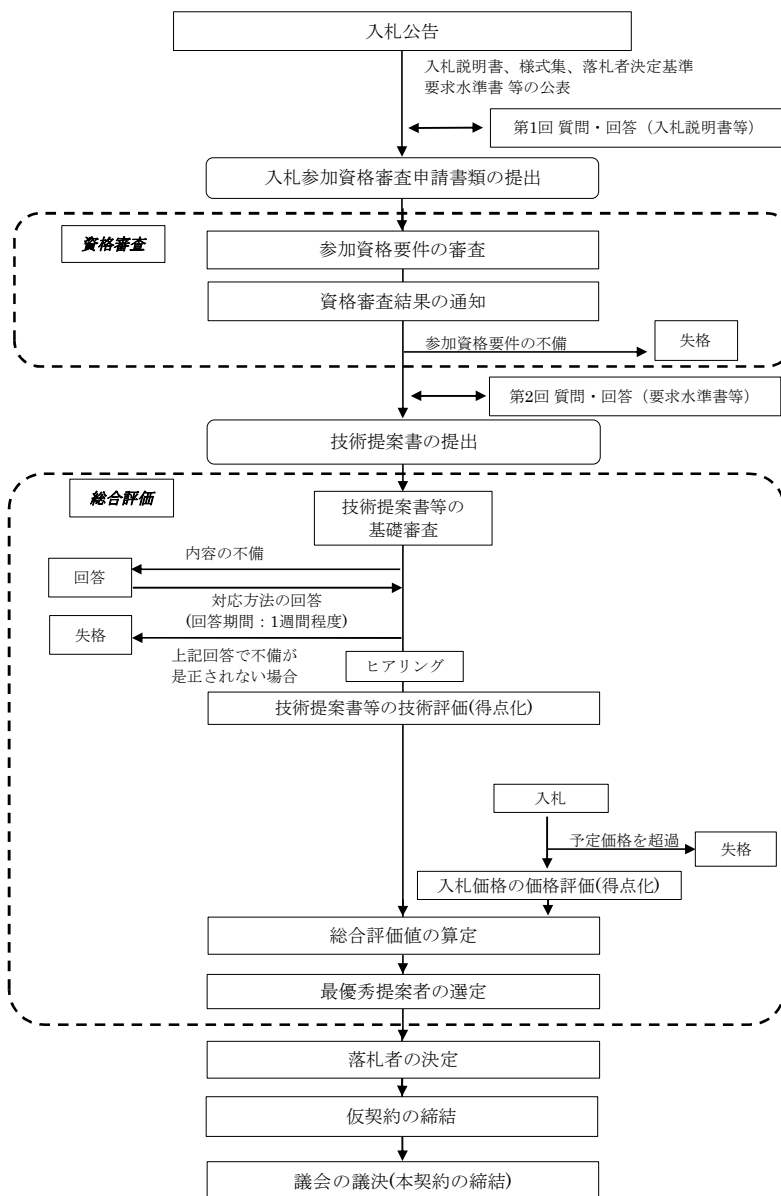


図-1 事業者選定手続き、契約締結までの流れ

## 2. 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

No.	項目	時期
①	入札公告及び募集要項の公表	令和4年8月19日（金）
②	入札説明書等に関する質問受付（第1回） （ただし、要求水準書に関する内容は除く）	令和4年8月29日（月） から令和4年8月30日（火）
③	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）	令和4年9月6日（火）公表
④	現地見学会参加申請書の受付	令和4年8月29日（月） から令和4年8月30日（火）
⑤	現地見学会	令和4年9月7日（水）、 又は令和4年9月8日（木）
⑥	参加表明書、参加資格審査書類の受付	令和4年9月14日（水） から令和4年9月15日（木）
⑦	参加資格審査結果の通知	令和4年9月21日（水） から令和4年9月22日（木）
⑧	要求水準書等に関する質問受付（第2回）	令和4年9月28日（水） から令和4年9月29日（木）
⑨	要求水準書等に関する質問の回答（第2回）	令和4年10月6日（木）公表
⑩	技術提案書及び設計図書（技術提案図書） の受付	令和4年11月29日（火） から令和4年11月30日（水）
⑪	基礎審査	令和4年12月1日（木） から令和4年12月8日（木）
⑫	基礎審査結果通知	令和4年12月22日（木） から令和4年12月23日（金）
⑬	ヒアリング事前質問送付	令和4年12月22日（木） から令和4年12月23日（金）
⑭	ヒアリング事前質問への回答	令和5年1月12日（木） から令和5年1月13日（金）
⑮	ヒアリング、入札 （技術提案及び価格の定量化、落札者決定）	令和5年1月中旬（予定）
⑯	落札者の通知	令和5年1月下旬（予定）
⑰	基本協定の締結	落札者決定後速やかに
⑱	基本契約の締結	落札者決定後速やかに
⑲	建設工事請負仮契約の締結	落札者決定後
⑳	建設工事請負本契約を締結	令和5年3月（議会承認後）

※ スケジュールは、書類提出状況、審査の進捗状況等により日程変更となる場合がある。

### 3. 事業者選定委員会の設置

本市は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するにあたり、入札価格ほか、設計・施工、運営・管理等の提案内容、要求水準への適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等を、透明性及び公平性を確保しつつ、専門的知見に基づいた審査・評価を行うため、学識経験者等で構成される「成田浄化センター整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置している。

選定委員会は、次の7名の委員で構成される。

なお、本事業の落札者の決定までの間に、本事業に入札参加しようとする者やそれとみなせる団体等が、選定委員会委員に情報収集等のため接触を試みた場合や、入札参加者のPR書類等を提出するなどして自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

	氏名	所属・役職
委員長	関根 賢次	成田市 副市長
副委員長	岩沢 宏樹	成田市 環境部長
委員	瀧 和夫	千葉工業大学 名誉教授
委員	濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
委員	藤村 葉子	元千葉県環境研究センター 廃棄物・化学物質研究室長
委員	木下 敬	成田市 企画政策部長
委員	篠塚 岳史	成田市 財政部長

### 4. 入札参加手続き等

#### (1) 入札説明書等の公表

令和4年8月19日（金）に本市のホームページにおいて、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）及び様式集などの募集要項を公表する。

#### (2) 募集要項への質問、回答

募集要項に対する質問及び回答は、参加表明書提出前の段階と、参加表明書、参加資格審査書類提出後、参加資格審査結果通知により資格ありと通知を受けた参加者が行う2回とする。

1回目の募集要項に対する質問及び回答は、主に事業への参加資格を確認するものであり、2回目の質問及び回答は、主に本市の要求水準等に対する確認となる。

##### ① 入札説明書等に対する質問の受付、回答

募集要項に関する質問を以下のとおり受け付ける。

##### ② 第1回受付期間

令和4年8月29日（月）から令和4年8月30日（火）必着。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする。

##### ③ 第1回質問への回答

令和4年9月6日（火）公表

(3) 要求水準書等に対する質問の受付、回答

① 第2回受付期間

令和4年9月28日（水）から令和4年9月29日（木）必着。

※受付時間は午前9時から午後5時までとする。

② 第2回質問への回答

令和4年10月6日（木）公表

(4) 提出方法

質問について、簡潔にまとめ、募集要項に関する質問書（様式第6号）に記入し、持参又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参による場合は、募集要項に関する質問書（様式第6号）が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

また、第2回の質問受付については、参加資格審査結果通知により資格ありと通知を受けた代表企業のみ質問書の提出ができるものとする。

- ・ 質問及び意見の送付先：第5章 6. 連絡先
- ・ 電子メール到着確認に関する問合せ先：第5章 6. 連絡先
- ・ 提出書類：募集要項に関する質問書（様式第6号）

文書形式は、MicrosoftWord形式（Office2010で対応可能なもの）とすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、本市ホームページにて公表する。ただし、質問者名は公表しない。また、電話等による問合せには一切応じない。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると選定委員会が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(6) 現地見学会参加申請書の受付、回答

本事業への参加希望者を対象に、施設や事業用地等を確認するための現地見学会を実施する。

① 現地見学会参加申込

現地見学会参加申込書（様式第8号）に、必要な事項を記載の上、令和4年8月29日（月）午前9時から令和4年8月30日（火）午後5時までに、電子メールの添付ファイルとして、本市連絡先メールアドレス宛に送信すること。

なお、電子メールによる提出の際、件名に「現地見学会参加申込」と表記する。

本市は、電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。

万一、令和4年9月6日（火）午後1時までに、返信がない場合、本市連絡先に示す担当者まで連絡のこと。

② 現地見学会参加申込への回答

本市は、現地見学会の参加申込状況により日程、時間帯を調整し、参加申込者に電子メールにて案内する。(案内の着信確認が完了したことを返信すること。)

③ 現地見学会予定日

令和4年9月7日(水)、8日(木)

④ 留意事項

- ・ 現地見学会の日程、時間帯は、ご希望に添えない場合もある。
- ・ 現地見学会は、最大2時間程度を予定している。
- ・ 現地見学会では、入札説明書等に関する質問・意見は受付けていない。
- ・ 現地見学会での案内箇所は、予め本市で決定した箇所のみとする。
- ・ 現地見学会における写真撮影は可能であるが、個人を含む撮影は禁止とする。また、本市職員より撮影禁止箇所の指示があった個所については、撮影を禁止する。

(7) 参加表明書及び資格審査申請書の提出

参加表明書及び資格審査申請書については、代表企業が提出するものとする。

① 提出期間

令和4年9月14日(水)から令和4年9月15日(木)までのそれぞれ午前9時から午後5時まで。

② 提出方法

持参による

③ 提出書類

様式集(様式第1号から様式第5号及び様式第7号)による

④ 提出場所

成田市環境部環境計画課

住所：〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地

(8) 入札参加資格審査結果の通知

参加表明書及び資格審査申請書の提出期限の最終日を入札参加資格審査基準日とし、本事業の参加資格の審査を行う。

なお、当該審査結果については、入札参加者の代表企業に対して令和4年9月21日(水)から令和4年9月22日(木)に、本市から書面により以下の内容も併せて通知する。

① 入札参加資格審査結果

入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して通知する。

② 要求水準書等に関する質問受付、回答予定日

③ 技術提案図書作成及び提出に関する案内

(9) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求及び回答

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができる。

① 提出期限

令和 4 年 9 月 29 日（木）午後 5 時まで必着。

② 提出方法

持参による

③ 提出書類

様式は自由とする

④ 提出場所

成田市環境部環境計画課

住所：〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

⑤ 市からの回答

本市は、入札参加資格がないと認められた者が要求した理由について、速やかに書面により回答する。

(10) 入札参加資格の喪失

入札参加資格審査で入札参加資格ありと認められた者（以下「入札参加者」という。）は、その後の落札者決定までの期間に入札参加資格を欠くような事態を生じさせた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、入札参加資格を取り消す。

(11) 技術提案書及び事業計画書（以下「技術提案図書」という。）の提出

入札参加者は、本市の指定する期日までに技術提案図書を提出する。

① 提出期間

令和 4 年 11 月 29 日（火）から令和 4 年 11 月 30 日（水）までのそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで。

② 提出方法

持参による

③ 提出書類

様式集（様式第 9 号から様式第 10 号）による

④ 提出場所

成田市環境部環境計画課

住所：〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

⑤ 提出部数等

A4 版ファイル形式（A3 図面等は A4 版に Z 折込）

部数：正本×1 部、副本×10 部、CD-R に電子データを収納したもの 1 枚

(12) 技術提案図書の基礎審査

本市は、入札参加者から提出された技術提案図書について、基礎的な審査を行う。

この基礎審査で発見された誤記や不明点等不備について、本市は、提案企業に不備の指摘及び是正指示を行う場合がある。

提出技術提案図書に関して、本市から不備の指摘及び是正指示を受けた入札参加者は、速やかにその回答を行うものとする。

回答により、既に提出している図書に差替えがある場合、当初提出部数分を用

意し、本事業担当課に提出すること。(極力データ化すること。)

(13) 技術提案図書の基礎審査結果通知

本市は、入札参加者から提出された技術提案図書について行った基礎審査の結果(本市が指示した不備の指摘及び是正指示、同回答含む。)を踏まえ、入札参加者に技術提案図書の基礎審査結果を、令和4年12月22日(木)から令和4年12月23日(金)に通知する。

(14) ヒアリング事前質問の送付、回答

本市は、入札参加者の技術提案のヒアリング、入札行為を円滑に進めるため、技術提案図書に関する事前質問書を入札参加者に送付する。

本市からのヒアリング事前質問を受けた入札参加者は、その事前質問への回答を指定期日までに行うものとする。

① ヒアリング事前質問の送付予定日

令和4年12月22日(木)から令和4年12月23日(金)

② ヒアリング事前質問への回答期日予定日

令和5年1月12日(木)から令和5年1月13日(金)の間を予定。

なお、質問への回答のため必要となる資料等が発生した場合、当初提出部数分を用意し、本事業担当課に提出すること。(極力データ化すること。)

(15) ヒアリング、入札

選定委員会は、入札参加者の技術提案等について、独自技術や事業への取組み等のプレゼンテーションによるアピールの場を設け、本市事業方針の趣旨に沿った提案であるかを評価する。

評価に際しては、落札者決定基準に示す項目毎の定量化(技術評価点)と、ヒアリング終了後に行う価格の入札結果の定量化(価格評価点)を合せた総合評価点を算出し、最優秀提案者を選定する。

なお、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

① ヒアリング予定日：令和5年1月中旬(後日指示する。)

② 入札予定日：令和5年1月中旬(後日指示する。)

③ ヒアリング、入札場所：後日指示する。

④ 再度入札について

開札の結果、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合(落札候補者がいないと判断された場合)は、再度入札を行う場合がある。その場合、詳細は後日指示する。

(16) 落札者の通知

選定委員会は、入札参加者の提案に関する総合評価点により最優秀提案者を選定し、本市はそれを踏まえて落札者を決定する。その結果については、落札者に通知するとともに、本市ホームページに公表する。

・落札者の通知：令和5年1月下旬予定

(17) 基本協定の締結

落札者の通知を受けた代表企業は、令和5年1月下旬までに本市と業務の基本協

定を締結する。

この基本協定は、業務契約の全部が成立した日までの協定となる。

(18) 基本契約の締結

落札者の通知を受けた代表企業は、令和5年1月下旬までに本市と業務の基本協定を締結するとともに、基本契約を締結する。

この基本契約についても、業務期間が終了するまでの契約となる。

(19) 建設工事請負仮契約の締結

落札者の通知を受けた代表企業は、基本契約の締結とともに、建設工事請負仮契約を締結する。

(20) 建設工事請負本契約の締結

本市の議会により、「成田浄化センター整備・運営事業者」として承認された構成企業は、本市と建設工事請負本契約を締結する。

## 5. 入札参加にあたっての留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

(2) 入札参加に係る費用

資格審査申請書類、提案書の作成及び提出に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 公正な入札参加の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、本市は契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 入札の辞退

参加表明書の提出以降、入札を辞退する場合、代表企業は、提案書の提出期限（令和4年11月30日（水）午後5時）までに、辞退届（様式第12号）を提出すること。

また、代表企業が、当該提出期限までに入札書及び提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出書類の取扱い

① 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、選定委員会が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、当該入札参加者に確認の上、その一部又は全部を無償で使用できる。

また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

② 特許権等



提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

③ 複数提案の禁止

入札参加者は、複数の提案を同時に行うことはできない。

④ 提出書類の変更及び再提出禁止

入札参加者は、技術提案書の不備の指摘及び是正指示による修正、補完等を除き、提出書類の変更及び再提出はできない。

(6) 本市が提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者を含む）は、本市が提供する資料（本入札説明書を含む募集要項等）を、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 入札の中止

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、中止等の場合において、書類作成等のために入札参加者がその時点までに費やした費用は、全て入札参加者の負担とする。

## 6. 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

① 入札参加者は、運転・維持管理業務委託事業者に出資する企業（以下、「構成員」という。）と運転・維持管理業務委託事業者に出資しない企業（以下、「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下、「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

② 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。

③ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

④ 入札参加者は、「第4章6(2)② 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企

業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運転・維持管理業務委託事業者の最大の出資者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

- ⑤ 本事業を実施する者として選定された入札参加者は、構成員からの出資によりSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として本市内に設立するものとし、事業期間中は成田市外に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、本市に対し、事前に通知するものとする。
- ⑥ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の構成企業の構成員又は協力企業として重複して入札に参加できないものとする。
- ⑦ 次のいずれかの関係に該当する企業は、別々の構成企業の構成員又は協力企業として参加することはできないものとする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

- (a) 子会社（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下(b)において同じ。）と親会社（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下(b)において同じ。）の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

- (a) 一方の会社等の役員※が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - ※1 役員とは、株式会社の取締役（代表取締役を含む）。ただし、次に掲げる者を除く。
    - a. 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - b. 指名委員会等設置会社における取締役
    - c. 社外取締役
    - d. 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - ※2 指名委員会等設置会社の執行役
  - ※3 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - ※4 組合の理事
  - ※5 その他業務を執行する者であって、※1から※5までに掲げる者に準ずる者
- (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑧ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑨ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法

に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

⑩ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本件事業の設計・建設、運転・維持管理の各業務を行う者として、以下の①アから③イの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

① 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、本市の令和4年・5年度の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が740点以上であること。

エ これまでに稼働した循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設の建設工事实績を有すること。なお、構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

② 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員（代表企業の場合を含む。）又は構成員と協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつし尿処理施設又は汚泥再生処理センター建設工事の経験（新設・更新、基幹改良等）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、本市に令和4年・5年度の入札参加資格申請がされており、提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。

エ これまでに稼働した循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設の建設工事（新設・更新、基幹改良等における「浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」による処理能力40KL/日以上）の元請受注実績を有すること。なお、構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

オ 本件施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。（「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号（平成15年12月19日環廃対発第031219003号一部改正））に示される事項について証明できること。）

特に、水処理方式に関しては、本市が採用を決定している「浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」について、公益財団法人廃棄物・3R研究財団や一般財団法人日本環境衛生センターの技術評価書等により基本的技術が確立されていることが証明できること。

③ 本件施設の運転・維持管理業務を行う者の要件

本件施設の運転・維持管理業務を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件をすべて満たすこと。

ア 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設に係る2年以上の運転・維持管理業務実績を有すること。

イ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設（汚泥再生処理センター又はし尿処理施設）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、運営開始後専任で3年間以上配置できること。

ウ 運転・維持管理業務を適切に行うために、必要な有資格者を配置すること。本業務に必要な資格は下記のとおりとし、複数資格の兼任は可とする。

- (a) 廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）
- (b) 電気主任技術者
- (c) 危険物保安監督者、危険物取扱者
- (d) 特定化学物質等作業主任者
- (e) 低圧電気取扱業務特別教育受講者
- (f) 酸素欠乏危険作業主任者

※ 電気主任技術者は外部委託も可とする。

※ 人員の確保に当たっては、地元における雇用促進に配慮をするものとする。

※ 運転に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、所長、副所長及び各班長となる人員を適宜配置し、適切な運転・維持管理業務を行うとともに本件業務分掌を提出し、本市の承諾を得るものとする。

※ 運転・維持管理業務には、定期点検、補修整備、修繕工事等の業務を含む。

(3) 構成企業の制限

入札参加を希望する者の構成員及び協力企業は、競争参加資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。

なお、競争参加資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件を満たさないこととなった場合、本市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ① 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。
- ② 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（本市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていない者。
- ③ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく停止措置を受けていない者。
- ④ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、成田市契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、成田浄化センター整備事業者選定委員会の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- ⑥ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう）にない者であること。
- ⑦ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、国税及び地方税を完納していること。
- ⑧ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑨ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ⑩ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業の支援業務を委託している者及びその者と当該業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。
  - ア 成田浄化センター整備事業基本設計等支援業務委託事業者  
株式会社日産技術コンサルタント
  - イ 当該業務委託事業者と法的側面における提携事業者  
荒鹿法律事務所
- ⑪ 技術提案書の提出までに、代表企業は以下のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア 令和 4 年・5 年度成田市入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - イ 令和 4 年・5 年度成田市入札参加資格者名簿に未登録の場合は、技術提案書の提出時までに、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

## 7. 技術提案提出書類

入札参加資格者は、募集要項に基づき、技術提案内容を記載した書類を提出する。

### (1) 提出書類の構成

提出書類は次のとおりとする。

- ① 技術提案書・事業計画書【様式第9号】
- ② 技術提案書【様式第9-1号から第9-14号】
- ③ 事業計画書（応募者の提案する変動費単価）【様式第9-15-①号】
- ④ 提案書参考資料【様式第10号及びその後に様式任意を添付】

#### ア 設備概要説明書

- (a) 設備概要説明
- (b) 主要設備概要説明
- (c) 主要プロセス説明

#### イ 準拠する規格又は法令等

- (a) 運営管理条件
  - ・ 年間運転管理条件
  - ・ 運転人員調書
  - ・ 維持管理基準
  - ・ 稼働後15年間の点検・整備計画書（機器更新費含む。）
- (b) 労働安全衛生対策
- (c) 公害防止対策
- (d) 主要機器の耐用年数
- (e) 保守点検、緊急連絡体制

#### ウ 設計仕様書（形式、能力、有効容量、数量、構造等、メーカーリスト）

#### エ 設計計算書（容量計算含む）

#### オ 図面

図面の縮尺は図面内容に適した大きさとし、技術提案図書には、A3縮小図面を綴じ込み、提出する。

- (a) 全体配置図（緑化範囲及び緑化率算定含む）
- (b) 動線計画図（各種車両動線、作業者及び見学者動線等）
- (c) フローシート（物質収支を明記する。）
- (d) 各階平面図、立面図、建物内外仕上げ表
- (e) 機器配置図（平面図、主要断面図）
- (f) 水位高低図
- (g) 計装系統図
- (h) 電気設備図（主要幹線図）
- (i) 完成予想図（鳥瞰図、A3、カラー）

#### カ 工事工程表（ネットワーク工程表）

#### キ 仮設計画

#### ク その他指示する図書

- (2) 提出期間：令和4年11月29日（火）から令和4年11月30日（水）必着。
  - (3) 受付時間：午前9時から午後5時まで
  - (4) 提出先：成田市環境部環境計画課
  - (5) 提出方法：持参
  - (6) 提出部数：
    - ① 技術提案書・事業計画書：正1部、副10部（提案者番号のみを記入）
    - ② 技術提案書：正1部、副10部（提案者番号のみを記入）
    - ③ 事業計画書：正1部、副10部（提案者番号のみを記入）
    - ④ 提案書参考資料：正1部、副10部（提案者番号のみを記入）
- ※ 上記については、電子データ1式(Windows10 対応アドビシステムズ社製 AdobeReader Xで閲覧可能(PDF 形式)かつテキスト抽出できる形式。)を CD-R に収納し提出のこと。
- ※ 上記②に係る様式については、枚数制限があるので留意すること。  
なお、提出書類作成にかかる費用は入札参加者の自費とする。

## 8. 入札提出書類

入札参加者は、ヒアリング開始前に選定委員会に入札書（様式第11-①号及び第11-②号）及び積算内訳書（様式第9-15-②号から第9-15-④号）の入った封筒を提出する。

※ 入札書及び積算内訳書は同一封筒(長形3号)に封緘すること。(別紙-2 参照)

また、特に指定がある場合を除き日本工業規格 A4 版縦置き横書き左綴じ（ステープラー）とし、文字の大きさは、図表等を除き 12pt を原則とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

受付時間：ヒアリング開始時に提出

提出先：成田浄化センター整備事業者選定委員会

提出方法：持参

提出部数：1 部

予定価格：後日公表

※ 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において本市が入札書類の補正を求める場合を除き認めない。

## 第5章 落札者の決定に関する事項

### 1. 入札に関する注意事項

#### (1) 入札の延期等

本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできないものとする。

#### (2) 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、提案書審査、ヒアリング、入札を行い、落札者を決定する。

#### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札参加資格に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ② 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- ④ 入札金額を訂正した入札
- ⑤ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑥ 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談を行い、独自に入札価格を定めなかった者のした入札
- ⑦ 落札者の決定前に、他の入札参加者に対し入札価格を意図的に開示した者のした入札
- ⑧ 積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- ⑨ 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- ⑩ 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と最優秀提案者が一致している場合で、次のアからエのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

ア 当該談合情報における落札予定金額、率等が入札結果と一致している場合

イ すべての入札参加者が入札結果と一致している場合

ウ 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合

エ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

#### (4) その他

入札後に提案書（入札書、積算内訳書含む）内容について、ヒアリングを行う場合がある。

### 2. 落札者の決定

#### (1) 最優秀提案者の決定方法



「成田浄化センター整備・運営事業落札者決定基準」に基づき、総合評価一般競争入札方式により総合評価点を算出し、最も得点の高い者を最優秀提案者とする。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

(2) 落札者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(3) 落札者の通知及び公表：令和 5 年 1 月中旬

落札者の決定後、本市は、落札者及び本事業の総合評価に関する事項を併せて速やかにホームページに公表するとともに、その結果を各代表企業に通知する。

### 3. 本契約締結までの取扱い

本件業務は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第 2 条の規定に該当するため、落札者とは建設工事請負仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となる。

なお、議会の議決が得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本市は一切の責めを負わない。

また、議会の議決日までの期間中に、落札者が指名停止処分を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが著しく不相当であると判断された場合には、当該落札者を欠格とし、予定価格の制限の範囲内で、他の最終審査対象者のうち、最も総合評価値の高い最終審査対象者を落札者とすることがある。

### 4. 契約に関する事項

(1) 基本協定書

本市は、本事業の落札者となった者と事業契約を締結するに向け基本協定を締結する。

基本協定は、業務契約での本市及び落札者の義務について必要となる事項を定めることを目的とする。

(2) 入札保証金：免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 契約保証金：成田市財務規則による。

(5) 支払条件

令和 4 年度 前金払：無

部分払：無

令和 5 年度 前金払：有

部分払：有

令和 6 年度 前金払：有

部分払：有

令和 7 年度 前金払：有

部分払：有

(6) 支 払 時 期：適法な請求書受理後、原則として 30 日以内

## 5. その他

(1) 本入札説明書を含む募集要項に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、成田市財務規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

(2) 落札者が提出した技術提案書等の提案内容は、本市からの指示がない限り全て契約内容として取り扱う。

また、本市と契約締結後、その者の責により、提出された提案内容が履行できない場合は、次のとおりとする。

- ① 提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。
- ② 要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じることができる。
- ③ 提案内容が履行できなかった場合（再度の施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）には、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。
- ④ 維持管理費用などの将来にわたる提案についても、誠意をもって本市との協議に応じること。
- ⑤ 本入札説明書を含む募集要項に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、成田市財務規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- ⑥ 建設工事の施工に当たっては、次のとおり、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

### ア 填補限度額

対人賠償 ・ 被害者 1 名当たりの填補限度額：1 億円以上

・ 1 事故全体の填補限度額：2 億円以上

対物賠償 ・ 1 事故全体の填補限度額：3 千万円以上

免責金額（自己負担額）： 10 万円以内

イ 被保険者名 成田市長、受注者、全下請負人とすること。

ウ 被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。

エ 填補する期間は契約工期及び終了日から 14 日を含むものとする。

- ⑦ 本業務に関する各種データ・情報等は、責任をもって管理し、本業務以外で使用してはならず、本市の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

## 6. 連絡先

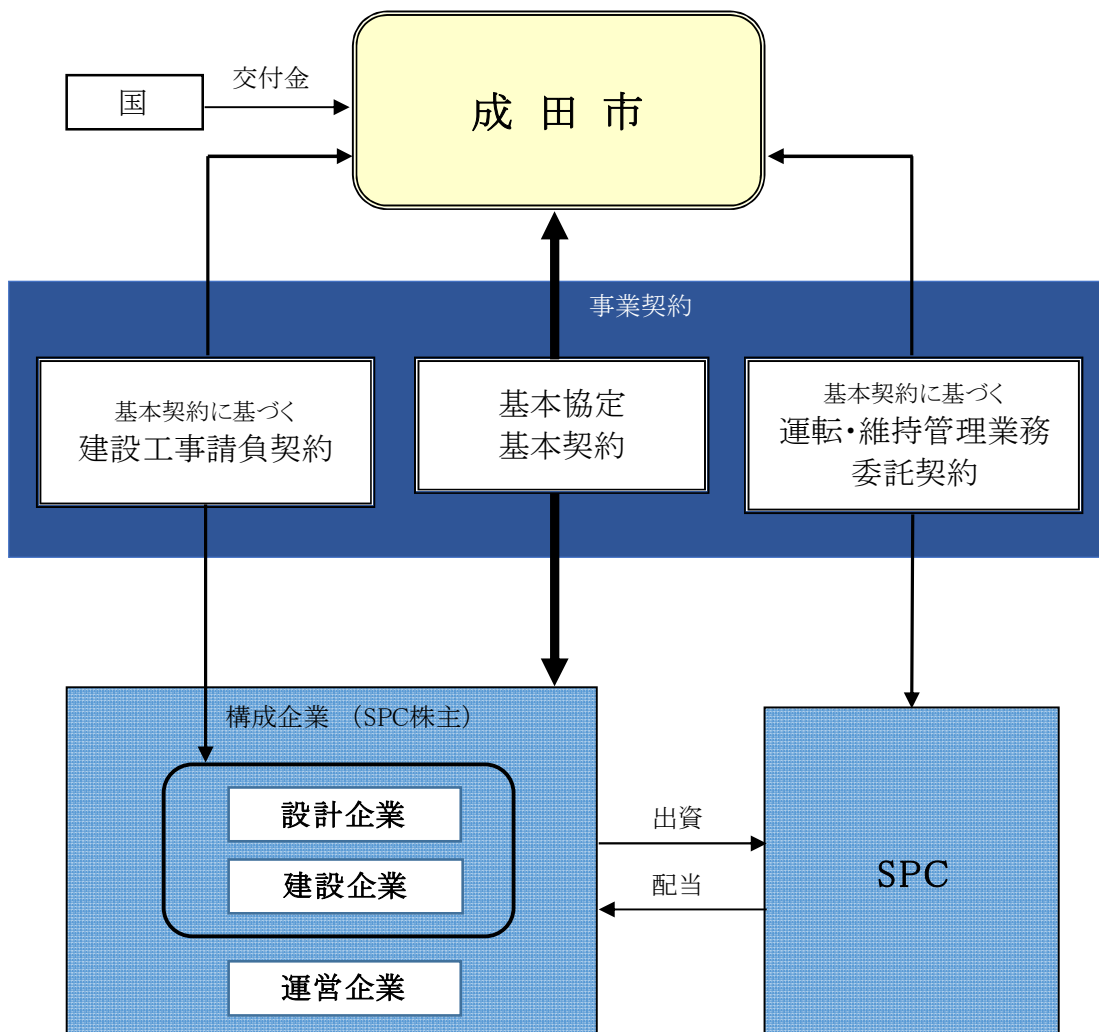
成田市環境部環境計画課

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地

電話：0476-20-1533 FAX：0476-22-4449

メールアドレス：kankei@city.narita.chiba.jp

別紙-1 事業スキーム



※構成企業の一部(協力企業)は、SPCに出資しないことも認める。

別紙-2 入札書等の提出用封筒作成要領

入札書・積算内訳書用封筒様式

【 表面 】

5	千葉県成田市花崎町760番地 成田市総務部契約検査課 御中		
8			
5			
8			
6		総合評価一般競争入札	入札書在中
8			朱書き
2			

切手

【 裏面 】

名称 :	
場所 :	
印	印
代表企業	所在地 :
	商号又は名称 :
	代表者職氏名 :

封印 2箇所

《 注意事項 》

- ・封筒表面の『入札書在中』の文字は、朱書きをしてください。
- ・封筒は必ず、封印してください。
- ・印鑑は、使用印鑑として届出をした印鑑を使用してください。

